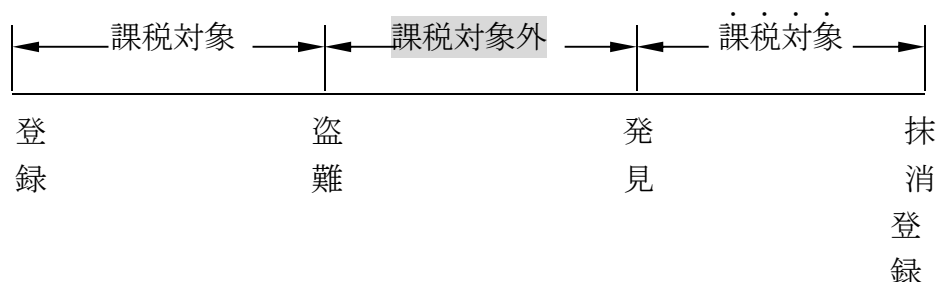


「盗難及び発見の申立て」についての注意事項

この取り扱いは、千葉県が課税した自動車税（県外転出分を含む。）に限ります。

県外転出後に盗難等の被害に遭い千葉県に申立てた場合、当該申立てに係る都道府県間の連絡は行いませんので、翌年度以降の自動車税の取り扱いについては転出先の都道府県で確認してください。

- 1 この制度は、公的機関である警察署が車の盗難に遭ったことを証明した場合、発見されるまでの間、自動車税の課税を保留する制度です。
(盗難日の翌月から原則として発見された月までの税金を止めます。)
- 2 車が発見された場合は、翌月から課税対象になりますので、速やかに「盗難の申立て」をした県税事務所又は自動車税事務所で「発見の申立て」の手続きをしてください。
また、「発見の申立て」は納税義務者がしてください。納税義務者以外の方がする場合は納税義務者の承諾書が必要です。
- 3 発見された車を今後も使用する又は譲渡する場合
・・・「発見の申立て」をしない場合、車検用納税証明の発行はできません。
使用できない状態で車が発見された場合
・・・原則として車が発見された翌月から運輸支局での抹消登録までの期間は、課税対象となりますので「発見の申立て」は必ずしてください。
- 4 車両保険受取のため「保険会社の名義で移転抹消する。」旨の覚書を交した場合でも、自動車税については、車検証上の4月1日現在の名義人が納税義務者となります。
- 5 なお、納税義務者以外の方が「盗難の申立て」をされた場合は、必ず本書を納税義務者にお渡しいただき、制度の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。



受付事務所名

自動車税事務所

Tel 043-243-2721